

主 文

原判決を破棄する
被告人を懲役一年六月に処する
但し本裁判確定の日から五年間右刑の執行を猶予する
原審（但し証人Aに支給した分を除く）及び当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする

理 由

本件控訴の趣意については弁護人山本法明及び同宮原正行各提出に係る控訴趣意書の記載を各引用する檢察官は本件控訴は理由のないものとしてその棄却を求めた各控訴趣意の第一点について

原審が前記のB株式会社増資新株式申込証拠金領収証を以て有価証券と解したことは各論旨の通りである而して刑法における有価証券の概念が私法における有価証券の概念と無関係のものといえないことは勿論であるが各法令は夫々固有独自の目的を有しその目的に応じて同一名称の概念もその法令の目的に応じてその範囲に広狭の差異を生ずべく現に証券取引法においても大衆の売買や応募の対象となる権利について大衆を保護するという目的からその有価証券とするものが私法上の有価証券とこの範囲を一にしていない点からするもこのことは承認せざるを得ないものといふべく従つて刑法に所謂有価証券の概念も亦刑法独自の目的から私法上の有価証券の概念と若干その範囲に差異を生ずることはやむを得ないこととせねばならぬ

〈要旨第一〉然るところ本件申込証拠金領収証は後記のように世上一般に行われていたものと同様のものでありその記載〈要旨第一〉するところによれば増資新株式申込の証拠金としてその申込株式の全金額の払込を受けそれと同時にその申込に必ず割当がなされたことになつていてその申込証拠金領収証は同時にその株式の引受を証する書面となるものであり且つその所定株金支払期日（本件においては昭和二十四年五月三十一日）においてはその申込証拠金は当然に株式払込金に振替充当せられそれと共に申込証拠金領収証は株式払込金領収証に転化せられその株券受領欄に所定の記入及び押印がなされた場合は右の領収証と引換えに株券の交付がなされるものであることが認められるのであつて右のような領収証にそれに押捺してある印影と同一印影の存する白紙委任状を添附したものは世上において恰も白紙委任状付記名株券同様に転輾流通される商慣習の存在することは衆知のことでもあり又一件記録上これを窺うに難くないことであつて少くとも右の領収証は証券取引法第二條第六号に所謂株式の引受を証する書面に該当し同法に所謂有価証券なることはこれを否定し得ないのであるが進んで改正前の商法第九十條第一項（改正後の同法第九十條）及び改正前並びに改正後の同法第二百四條第二項によれば株式引受人の権利又は株券発行前の株式の譲渡についてその取引当事者間に於ける効力は敢て法の禁止するところではないが会社に対してはその効力の存せざることが規定せられ然もその規定は強行法と解せられる結果取引当事者からその譲渡の効力を会社に対して主張し得ないことは勿論会社自らもその効力を容認し得ないので結局会社に対する株券交付の請求はその当初の株式引受人以外のもので仮令新株式申込証拠金領収証を所持していてもこれをなし得ないのであり又その領収証を喪失した場合果して除権判決をなし得るか否かについても疑義があり従つてこれを私法上の有価証券と断定するのは躊躇せざるを得ない然しながら既に説示したように右領収証に白紙委任状を添附したものは世上において恰も白紙委任状付記名株券と同様に流通する商慣習が存し又会社も事実上その流通を認めその所持人に対しこれと引換にのみ株券を交付（形式的には所持人は当初の株式引受人又は株主の代理資格において株券を受取り他方会社はその所持人に株券を交付して免責される）している実情においてその経済的機能に着眼するときは刑法上これを有価証券として保護せざるを得ないものと考えられる蓋し刑法が有価証券を特に一般文書と區別する所以はそれが世上へ多量に散布せられ又はある権利を化体したものととして広く転輾流通せられる点換言すればそれが集团的乃至反覆的取引の対象とされるところにあると認められるからである従つて原審が本件新株式申込証拠金領収証を以て刑法上の有価証券と解したことを以て事実誤認乃至法令の適用を誤つたとする論旨はこれを排斥する

弁護人宮原正行の控訴趣意第二点について
一件記録によれば岐阜市a町所在のC銀行D支店の支店長Eは被告人に対して定期預金債権及び有価証券を担保とする正規の貸出の外顧客たる被告人の便宜を謀つて同銀行の貸出規定に副わない原審判示の宅地、山林を担保として当座貸越の形式による貸出（従つてこれには正規の当座貸越契約書は存しない）を行い被告人から

完済しようと考え

第一 (一) 昭和二十四年八月八日頃岐阜市c町d番地所在の右会社の工場にお
いて行使の目的を以て擅に情を知らない同会資新株式五円申込証金領收証と題し宛名欄
込取扱所K銀行本店営業部但一十株分の(株に)右の申込証金領收証を發行せざること、本領收証を以て株式引換に株券を
を空白とし金五千円として領收す旨の文言、旨の文言及び本領收証を發行せざること、本領收証を以て株式引換に株券を
株式申込証金領收証として取扱い別に株式払込金領收証の引換方法は後日公告すべしと、本領收証を以て株式引換に株券を
交付すべきこと並びに株券との引換方法は後日公告すべしと、本領收証を以て株式引換に株券を
一線を劃し年月日、株主の住所氏名欄を空白とし東京都千代田区ef丁目g番地B
株式宛に右新株式に對する株券を受領した旨の文書を記載したB株式宛に右領
新株申込証金領收証約四十枚を順次印刷せしめたい上翌々日頃同工場において右領
收証の宛名として活字を以て架空のLの氏名を次いで同月十八日岐阜市h町M方
においてナンバーリンク機により右各領收証の番号欄に一連の番号を順次押捺せしめ
更にその頃同所において予ねて用意のK銀行本店営業部の長方形の印章をその作成
名義のK銀行本店営業部の箇所に又Lなる印章を新株券受領文言の部分における株
主氏名欄の下部に各押捺し以て順次K銀行本店営業部作成名義のB株式宛に對す
る百株分の増資新株式申込証金領收証約四十枚の各偽造を遂げ

(二) 同月十三日頃右C銀行D支店において右Eに對し前示G及びH各払出の
額面三十万円の約束手形二通と前示Lの白紙委任状を添附した右偽造の増資新株式
申込証金領收証二十五枚を一括して真正なものの如く装うて提出行使し

(三) 因つて右Eをして右増資新株式申込証金領收証を真正なものと誤信せ
しめた上これを担保とし借主を右G及びH保証人を被告人とする各三十万円計六十
万円の貸出を承諾をしめこれを当座貸越債務六十万円に振替充當せしめて以て不法
にその六十万円の支払を免れ

第二 (一) 同年八月二十三日頃同市i町j番地N方において同人に對し時価
三、四十万円相当の株券を担保として提供する意思がないのに「後日確實な有価証
券を担保として提供するから金四十万円を貸して呉れ」と虚構の事実を申向けて因
つて同人をしてその旨誤信せしめ同月二十四日頃右N方において同人からO銀行P
支店支払N振出額面四十万円の小切手一通の交付を受けてこれを騙取し

(二) 同年九月十日頃右N方において同人に對し前記第一(一)掲記の偽造の
増資新株式申込証金領收証の内十一枚を前記四十万円及び被告人が既に右Nから
借用していた六十万円を担保するため真正なものとして一括交付して行使し
たものである。

(証拠)

一、 Qの始末書
一、 B株式会社R分室総務部株式課の事実照会につき御回答の件と題する書面
一、 司法警察員に對するJ第一、二回供述調書
一、 檢察官に對する同人の供述調書
一、 檢察官に對するSの供述調書
一、 司法警察員に對するTの供述調書
一、 檢察官に對するEの供述調書 (I株式会社振出約束手形返還に関する部分
を除く)

一、 原審証人Eに對する尋問調書 (同上)
一、 原審第二回公判調書における証人Eの供述記載
一、 原審証人堀晃に對する尋問調書
一、 証第一号の増資新株式申込証金領收証二十五枚、証第二号の白紙委任状
二十五枚、証第三号の約定書四枚及び証第四号の約定書四枚の各存在

一、 司法警察員に對するNの供述調書
一、 檢察官に對する同人の一、二回供述調書
一、 檢察官に對するUの供述調書
一、 司法警察員に對する被告人の第一、二回供述調書
一、 檢察官に對する被告人の第一乃至第四回供述調書

(適条)

法律に照すと判示第一の有価証券偽造の点は各刑法第六十二条第一項に同行使
の点は各同法第六十三条第一項に詐欺利得の点は同法第二百四十六条第二項に該
当し右有価証券偽造、同行使、詐欺利得は順次手段結果の關係にあり且つ右行使は
一個の行為にして數個の罪名に觸れるので同法第五十四条第一項前段後段第十条に

より最も重き同行使罪の刑に従い又判示第二の詐欺の点は同法第二百四十六条第一項に偽造有価証券行使の点は同法第百六十三条第一項第五十四条第一項前段第十条に該当し以上は同法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十七条本文第十条によつて最も重い判示第一の偽造有価証券行使罪の刑に併合加重をした刑期範囲内
で被告人を懲役一年六月に処し尚本件諸般の情状を考慮して同法第二十五条によつて本裁判確定の日から五年間右刑の執行を猶予も原審における訴訟費用（但し証人
Aに支給した分を除く）及当審において国選弁護人に支給した訴訟費用は刑事訴訟
法第百八十一条第一項によつて全部被告人をして負担せしむべきものである
尚本件公訴事実中被告人が（一）岐阜県加茂郡k村l地内字m n番のo山林二反
九畝二十七歩外二十二筆（二）岐阜市p町q丁目r番地宅地六十六坪同s番宅地九
十八坪、同市t町u丁目v番地宅地百三十三坪（三）振出人I株式会社受取人Vの
約束手形額面三十万円のもの一通、同十五万円のもの二通、同二十万円のもの一通
について詐欺利得したとの点は前段論旨に対する判断において説示した理由によつ
て犯罪の証明がないことになるので同法第三百三十六條に従つて無罪の言渡をすべ
きところ前示貸越債務六十万円の支払を不法に免れた詐欺利得と一罪の関係にある
として起訴されたものであるから特に主文においてこの言渡をしない。

仍て主文の通り判決する。

（裁判長裁判官 河野重貞 裁判官 山田市平 裁判官 小沢三郎）